

第1章 行財政改革の必要性

1 これまでの行財政改革の取組み

本町では、これまでに平成8年4月に「三木町行政改革大綱」を、続いて平成12年2月に「三木町行政改革大綱（改訂版）」を策定し、行財政改革の推進に積極的に取り組んできた。

特に、行政改革大綱（改訂版）では、平成11年度から16年度までの6年間の計画期間とし、「地方自治運営の基本原則に立ち返り、サービス精神と経営感覚に立脚した行政改革」を基本方針として、組織機構の再編、庁内LANの構築などを図るとともに、事務事業の執行にあっては、絶えず見直しを行い、効率的かつ効果的な行政運営に取り組んできたところである。

2 本町を取り巻く行財政環境の急激な変化

(1) 財政状況の急激な変化

本町では、平成12年2月に策定した「行政改革大綱（改訂版）」（計画期間：平成11年度～16年度）に基づき、財政の健全化に取り組んできたものの、財政環境はさらに厳しさを増している。

平成16年度の町税収入は、景気低迷に伴い前年度を割り込み、22億5千万円程度の見込みとなっているうえに、普通地方交付税についても国税の減収や国の三位一体の改革に伴い、平成12年度の約30億円から平成16年度は21億2千万円にまで減少したところである。

一方、人件費や公債費等の義務的経費は増加傾向にあり、今後、かつてのような高い経済成長に依存した税収の伸びが期待できない中で、財源不足が生じることも見込まれる。

このように、本町の財政状況は厳しさを増しており、思い切った財政構造の改革が緊急の課題となっている。

(2) 変革の時代

IT革命による高度情報化やグローバル化が進展する一方で、少子高齢化や地球環境問題が顕在化するなど、社会経済情勢はかつてないほど大きく、かつ急速な変革の中にある。その結果、人々の生活は物の豊かさや便利さなど多大な恩恵を享受する反面、将来に向かって大きな課題も背負わされている。

また、人々の価値観は多様化し、単に物の豊かさだけでなく、心の豊かさや生活の質を求める声が強まるとともに、福祉や環境、地域づくりなど多くの分野で、住民と行政との新たなパートナーシップが求められている。

このような社会経済情勢の変化に伴い、住民のニーズは一層、複雑・多様化し、これに応えるべき町政運営も、従来に増して迅速かつ柔軟な対応が必要である。

(3) 地方分権の本格化

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方公共団体に対する国の関与の縮小・廃止を中心とする分権改革が実施され、各地方自治体においては、知恵とアイデアの地域間競争の時代を迎えている。

しかし、「分権型社会の創造」に向けた改革は、スタートしたばかりの段階であり、分権改革は未だ不十分なままとなっている。

このような中、町としては行政の効率化や財政の健全化を図りつつ、国や県との適切な役割分担のもと、21世紀にふさわしい自己決定・自己責任の行財政システムを構築し、分権改革の担い手となりうる体制の整備を進めていかなければならない。

3 新行財政改革大綱の策定

これまでの行財政改革の取組みにもかかわらず、現在の本町を取り巻く行財政環境は、一層厳しさを増してきており、行財政システムと運営の両面にわたってその抜本的な見直しを進めていく必要性がある。

このため、今後の行財政改革の指針として新行財政改革大綱を新たに策定し、住民の期待に真に応える行財政改革を推進する。